

令和2年1月24日

令和2年第1回玉川村農業委員会会議録

玉川村農業委員会

令和2年1月24日玉川村須釜公民館1階講義室に於いて第1回玉川村農業委員会を開催した。

◎ 出席委員 (農業委員)

(13名)	1番 高林きくみ	8番 佐久間悦男
	2番 石森 博信	9番 草野 陽子
	3番 渡邊 利秋	10番 阿部金四郎
	4番 須藤 安昭	11番 関根 春雄
	5番 関根 恵二	12番 角田 守之
	6番 石井 清藏	13番 眞弓 泰行
	7番 小針 金之	

◎ 欠席委員 14番 鈴木 好市

◎ 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 須田 潤一 係長 増子 広行

◎ 本日午後1時30分、須藤職務代理が開会を宣言した。

◎ 玉川村農業委員会憲章の斉唱。

◎ 会長あいさつ。

◎ 本日会長より提案した議案、別紙のとおり。

◎ 慣例により会長が議長となり、議事録署名人について次の2名を指名した。

5番 関根 恵二 6番 石井 清藏

◎ 議長 それでは議事に入ります。議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請可否決定についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(朗読・説明)

◎ 議長 次に議案第1号番号1の調査員 関根春雄委員から、調査報告をお願いいたします。

◎ 11番委員 議案第1号番号1について、調査結果を報告させていただきます。

(関根 春雄) 1月21日、私と宗形辰一推進委員、事務局2名と共に現地確認しました。

申請地は、吉字五駄苅■■番■、境田■■■番■、■■■番■、■■■番■、■■■番■、■■■番■、■■■番■、滑津■■■番■、西ノ内■■■番■、■■■番■、■■■番■、■■■番■、■■■番■、■■■番■、■■■番■、■■■番■、嫁田■■番■、■■番■、■■番■の19筆であります。

現地確認後、譲渡人の■■■■さん、譲受人の■■■さんに話を伺いました。譲受人の■■■さんは、これまでに譲渡人の■■■■さんに農地を借りて耕作しておりましたが、無償で贈与いただけるとの話があり、今回正式に所有権の取得に向けた農地法第3条の申請になったとの事です。譲受人の■さんの耕作面積は下限面積である10aを超えており、農業従事日数等についても条件を満たしております。さらに地域との調和要件についても地域の取組みに協力・調整を行うとの事です。両人とも承知しており特に問題は無いものと思われま。

以上で調査報告を終わりますが、皆様の慎重審議をお願い致します。

- ◎ 議長 ただいま調査員の関根委員から調査報告がございましたが、ご意見やご質問等がある方はお願いいたします。
- ◎ 13番委員 (眞弓 泰行) これは、まるっきり他人にあげるという事でしょうか。
- ◎ 事務局 無償贈与ですので、そういう事です。
血縁関係ではありません。■■さんは、千葉の方に自宅を構えておりまして、そちらが主な拠点となっています。そこで、自分の農地を処分したいという相談で役場に来ていました。誰か農地が欲しい方はおりませんかという話でありましたので、現在農地を貸している人なら管理もしていただけるので、適当ではないかと伝えていた所です。
- ◎ 7番委員 (小針 金之) まだ、■■さんが所有している面積は残ってますよね。
- ◎ 事務局 残っています。今、貸している農地はこれだけです。他に非農地判断している箇所もございます。
- ◎ 12番委員 (角田 守之) ■■さんに子供さんはいないのでしょうか。
- ◎ 事務局 地元にはおりません。
- ◎ 7番委員 (小針 金之) 宅地も含めて無償で贈与したいという本人の意向であれば、村でも公募する等そういう方を見つけてくれるのも行政なのかなと思います。
- ◎ 事務局 ■■さんからそういうご相談を受けて、実際に借りている人がいるのであればという話をして今回の手続きに至っております。
- ◎ 7番委員 (小針 金之) この辺りは条件的にはよいのでしょうか。
- ◎ 事務局 開パをやった所なので条件はいいです。
- ◎ 12番委員 (角田 守之) 開パの土地という事ですが、■■さん自体はここに居なかったので償還金は支払っていたのでしょうか。
- ◎ 事務局 登記も■■さんになっているので、償還金も■■さんで支払われているものと思われます。
- ◎ 12番委員 (角田 守之) 全国的に農業後継者が少なく、農業施設等も含めて無償贈与した件でトラブルも若干増えてきていると聞いております。
新たに無償贈与という事ではなく、ある程度の金額で売買するというのも必要であると思います。法律的には決まりは何もないのでしょうか。

- ◎ 事務局 土地の売買については、あくまでも個人間の話なので、我々は農地法に基づいた手続きを行うだけです。
- ◎ 7 番委員 (小針 金之) 本人同士がいいという事で申請しているので、無償贈与に関して農地法上問題がなければ駄目だとかいう立場ではないです。
その後のトラブルに関しても我々農業委員が入る事もできません。
- ◎ 11 番委員 (関根 春雄) この件に関しては、間に第三者が入っており、何かトラブルがあればその方が入ってくるようになります。
- ◎ 議長 他に何かございませんか。

(なしの声あり)
- ◎ 議長 それではご意見ご質問なしと認め、お諮りいたします。議案第 1 号番号 1 を提案どおり決定することにご異議ございませんか。
次に議案第 1 号番号 2 の調査員 渡邊利秋委員から、調査報告をお願いいたします。
- ◎ 3 番委員 (渡邊 利秋) 議案第 1 号番号 2 について、調査結果を報告させていただきます。
1 月 21 日、私と石森三男推進委員、事務局 2 名と共に現地確認をいたしました。
申請地は、四辻新田字諏訪平■■番■、■■番■、■■番■、■■■番■、■■■番■、■■■番■、■■■番■、■■■番■、■■■番■、■■■番■、■■■番■、津間■■番■、村中■■■番■、■■■番■、弥左エ門平■■番■の 14 筆であります。
場所は、議案書を参照して頂きたいと思います。
現地確認後、譲渡人の■■■■■さんと譲受人の■■■■■さんに話を伺いました。今回の申請地は、平成 30 年 2 月に農地法第 3 条の許可を受けた農地であり、許可を受けた後、すぐに譲渡人の■■■■■さんが亡くなった事により所有権移転の手続きが止まってしまいました。その後、息子であります■■■■■さんへの相続手続きが完了した事により、今回、改めて所有権の取得に向けた農地法第 3 条の申請になったとの事あります。譲受人の■■■■■さんは、農地を買い戻した上で農業経営する事で、下限面積の 10a を超え、また農業従事日数等についても条件を満たす事から特に問題は無いものと思われまます。
さらに地域との調和要件についても地域の取り組みに協力・調整を行うとの事あります。両人ともに承知しており、特に問題は無いものと思われまます。
以上で調査報告を終わりますが、皆様の慎重審議をお願い致します。
- ◎ 議長 ただいま調査員の渡邊委員から調査報告がございましたが、ご意見やご質問等がある方はお願いいたします。

(なしの声あり)
- ◎ 議長 それではご意見ご質問なしと認め、お諮りいたします。議案第 1 号番号

号2を提案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎ 議 長 異議なしと認め、議案第1号番号2については、原案どおり可決されました。

次に、議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請可否決定についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(朗読・説明)

◎ 議 長 次に議案第2号番号1の調査員 小針金之委員から、調査報告をお願いいたします。

◎ 7 番委員 議案第2号番号1について、調査結果を報告させていただきます。

(小針 金之)

1月21日、吉田今朝雄推進委員、事務局2名と共に現地確認いたしました。申請地は、川辺字二ノ鳥居■■番■であります。場所は議案書を参照して頂きたいと思っております。

現地確認後、被設定人の■■■■さんと設定人の■■■■さんに話を伺いました。被設定人の■■■■さんは、自宅近くに駐車するための土地の確保が必要となってまいりました。

そこで、村内に適当な土地を探しておりましたが、条件に合う土地がないため、住宅の敷地付近にある当該農地が適していると考え、■■■■■さんに相談したところ、お互いの意向が一致したため、今回の農地法第5条の農地転用許可の申請になったとの事であります。

申請地は、川辺沖駅から300m以内にある事から第3種農地となり、転用が可能です。

また、周辺の状況としては、道路と水郡線の線路に面した農地で、申請地に砂利を敷いて使用する事から、周辺農地への影響は特にないものと思われまます。

兩人とも承知しており問題はありません。

以上で調査報告を終わりますが、皆様の慎重審議をお願い致します。

◎ 議 長 ただいま調査員の小針委員から調査報告がございましたが、ご意見やご質問等がある方はお願いいたします。

◎ 12 番委員 兩人は血縁関係にあるのでしょうか。

(角田 守之)

◎ 7 番委員 いや、血縁関係はないです。この家は、川辺駅の東側で道路から見て角の家です。申請の土地は、その家の道路を挟んですぐ目の前にある農地です。

(小針 金之)

◎ 議 長 他に何かございませんか。

(なしの声あり)

- ◎ 議 長 それではご意見ご質問なしと認め、お諮りいたします。議案第 2 号番号 1 を提案どおり決定することにご異議ございませんか。
- (「異議なし」の声あり)
- ◎ 議 長 異議なしと認め、議案第 2 号番号 1 については、原案どおり可決されました。
- 次に議案第 2 号番号 2 の調査員 石井清蔵委員から、調査報告をお願いいたします。
- ◎ 6 番委員 (石井 清蔵) 議案第 2 号番号 2 について、調査結果を報告させていただきます。
- 1 月 21 日、草野壽幸推進委員、事務局 2 名と共に現地確認をいたしました。
- 申請地は、竜崎字原作田■■■番■の 1 筆です。場所は、議案書を参照して頂きたいと思っております。
- 設定人の■■■■さんは、被設定人の■■■■さんの実父であります。
- 現地確認後、■■■■さんと■■■■さんに話を伺いました。
- さんは、現在、両親、祖母、妻、子供 2 人と同居しておりますが、子供の成長に伴って、手狭になる事が予想され、この度、住宅を建築する事にしました。
- 両親や祖母の面倒を見たり、両親に子供の面倒を見てもらったりする都合上、現在の住宅付近に建築したい事から、既存宅地に隣接する申請地が最適であると判断し、今回の農地法第 5 条の農地転用許可の申請になったとの事であります。
- また、申請地には 50 年ほど前に建築した豚舎がありましたが、養豚を辞めてから、平成 10 年に農地であるにも関わらず、車庫へ改築してしまい、現在に至っております。
- この件について、設定人の■■■さんは深く反省しており、今後このような事がないようにしたいとの事であります。
- 申請地は、周りが宅地に囲まれている事からその他第 2 種農地となり、転用が可能と思われれます。また、雨水の排水処理については、一部は自然浸透、一部は村道の既存側溝へ流す計画をしており、心配ないものと思われれます。
- 両人ともに承知しており、問題はありません。
- 以上で調査報告を終わりますが、皆様の慎重審議をお願い致します。
- ◎ 議 長 ただいま調査員の石井委員から調査報告がございましたが、ご意見やご質問等がある方はお願いいたします。
- (なしの声あり)
- ◎ 議 長 それではご意見ご質問なしと認め、お諮りいたします。議案第 2 号番号 2 を提案どおり決定することにご異議ございませんか。
- (「異議なし」の声あり)
- ◎ 議 長 異議なしと認め、議案第 2 号番号 2 については、原案どおり可決され

ました。

次に、議案第 3 号 非農地判断についてを議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。

(朗読・説明)

◎ 議 長 ただいま事務局より説明がございましたが、ご意見やご質問等がある方はお願いいたします。

◎ 7 番委員 (小針 金之) 四辻新田の写真を見ていて感じたのですが、もう山林でどうにもならない所に恐らく杉を植えたのかなと思います。

◎ 事務局 場所がゴルフ場のすぐ隣で、農地に行くのにも耕運機でやつの場所です。私達も今回歩いて行ったのですが、猪の電牧柵を超えながら現地へ行きました。
杉を植えてから 30～40 年は経過しております。

◎ 議 長 その他ございませんか。

(なしの声あり)

◎ 議 長 それではご意見ご質問なしと認め、お諮りいたします。議案第 3 号を提案どおり決定することにご異議ございませんか。
〔「異議なし」の声あり〕

◎ 議 長 異議なしと認め、議案第 3 号については、原案どおり可決されました。
次に、議案第 4 号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(朗読・説明)

◎ 議 長 ただいま事務局より説明がございましたが、ご意見やご質問等がある方はお願いいたします。

(なしの声あり)

◎ 議 長 ご意見ご質問なしと認め、お諮りいたします。議案第 4 号を提案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◎ 議 長 異議なしと認め、議案第 4 号については、原案どおり可決されました。
本日の議事は以上でございます。次に番号 6 のその他に入ります。

(事務局より「その他」の事項についての説明を行う。)

6 その他

1 次回総会日程（案）

次回の総会は、令和2年2月21日金曜日、午後1時30分から場所は役場北庁舎1階会議室を予定。

2 令和2年度農作業労働賃金・農地賃借料情報の事前協議について

育苗代は農協へ確認する事。

受託者協議会では、コンバインについて燃料高騰の場合千円追加だが、基本10aあたり29,000円。

3 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

玉川村農業委員会の法令遵守の申し合わせ事項について決議されました。

会 長 それではその他に無いようでありますので、以上でその他を終わりといたします。

7 閉 会 渡邊職務代理者